

横須賀市みどりの基本計画 中間見直し冊子（案）

【共通事項等】

- （１）黄色マーカー箇所：令和３年３月９日に開催した第 69 回環境審議会からの主な変更箇所です。（軽微な修正等は除く。）
- （２）本案に記載の数値等は、原則、令和元年度末時点で統一しています。なお、最終的に、令和２年度末時点といたします。

令和３年５月

横須賀市

【「はじめに」を記載予定】

横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて

中間見直しの概要

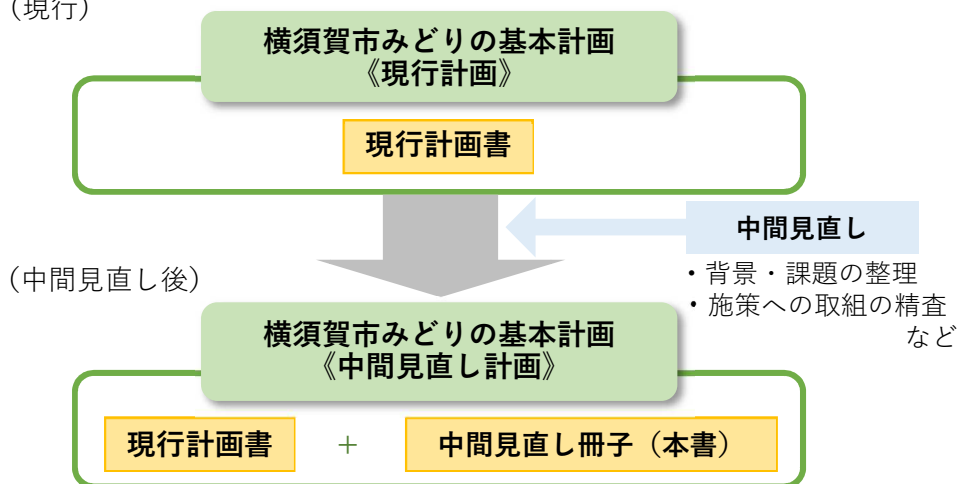
1 中間見直しの位置づけ

- ・平成 28 年（2016 年）3 月に策定した 10 年計画の横須賀市みどりの基本計画（以下、現行計画）が、計画期間の折り返しとなる 5 年目の節目を迎えることを受け、中間見直しを行いました。
- ・見直しでは、現行計画の実効性を高める観点から、策定後に表出した課題を精査するとともに、推進施策の取組状況を点検、評価を行い、今後の計画後半で、効率的かつ重点的に施策に取り組むための施策整理を行いました。
- ・また、都市緑地法の改正により、公園の管理方針がみどりの基本計画の法定記載事項となりました。これを受け、都市公園に関する推進施策を公園管理の視点を加えて見直しました。
- ・なお、目標年度は令和 7 年度（2025 年度）とします。
- ・ただし、みどりの基本計画は、総合計画等に即した分野別計画であるため、本計画の改定時期については、必要に応じて、総合計画等の関連計画改定のスケジュールと調整を図りながら、検討します。

2 中間見直し冊子

- ・中間見直し冊子（本書）は、上記中間見直しによって表出した事項や、新たな課題を精査した結果、現行計画書の記載事項の修正点、加筆された事項に限って記載しています。
- ・こうしたことから、今回の中間見直しの結果、現行計画書と中間見直し冊子（本書）を合わせて、中間見直し計画とします。

（現行）



中間見直し（本書）の位置づけ

3 中間見直しのポイント

- ・新たな課題等を受け、精査するとともに、これまでの取組状況を踏まえた見直し
- ・計画後半で尽力すべき施策の明確化
- ・都市公園に関する取組を、公園管理の視点を加えて見直し

現行計画書と中間見直し冊子の構成

現行計画書の構成と追記・修正事項

第Ⅰ章 みどりの基本計画における基本的な考え方

- 1 みどりの基本計画とは
- 2 みどりの基本計画における基本事項
- 3 みどりの機能

《追記・修正事項》

- ①都市公園に関する方針との関係性を追加 ⇒ **【基本的事項】**
 ②関連計画との関係性を更新 ⇒ **【基本的事項】**

第Ⅱ章 横須賀市の現状と課題

- 1 横須賀市の現状
- 2 横須賀市の自然環境の概況
- 3 計画の背景と課題

《追記・修正事項》

- ③新たな基本構想・基本計画との整合化 ⇒ **【基本的事項】**
 ④関連計画の改正と課題等の時点修正 ⇒ **【第Ⅰ章】**
 ⑤今後、特に注力すべき事項の追加 ⇒ **【第Ⅰ章】**
 ⑥人口の推移・緑被の変化の更新 ⇒ **【資料編】**

第Ⅲ章 計画の目標と基本方針

- 1 計画の基本理念
- 2 みどりの将来像
- 3 みどりの将来像の実現に向けた目標
- 4 7つの基本方針

《追記・修正事項》

- ⑦みどりの将来像の更新 ⇒ **【第Ⅱ章】**
 ⑧都市公園の面積の取扱いの変更・質に関する事項追加 ⇒ **【第Ⅱ章】**

第Ⅳ章 施策展開の方向

- 1 基本理念から施策展開の方向まで
- 2 14の施策展開の方向

《追記・修正事項》

- ⑨方針図の更新・追加 ⇒ **【第Ⅱ章】**

第Ⅴ章 推進施策

- 1 推進施策について
- 2 推進施策の体系
- 3 推進施策の具体的内容
- 4 重点施策
- 5 推進施策の取り組みによるみどりのイメージ

《追記・修正事項》

- ⑩推進施策の精査 ⇒ **【第Ⅲ章】**
 ⑪推進施策の見直し・追加・整理 ⇒ **【第Ⅳ章】**

第Ⅵ章 ゾーン別計画

■ ゾーン区分について

- | | |
|---------------|------------|
| 1 追浜・田浦・逸見ゾーン | 2 東京湾沿岸ゾーン |
| 3 浦賀・観音崎ゾーン | 4 平作川流域ゾーン |
| 5 武山・野比ゾーン | 6 長井ゾーン |
| 7 大楠山ゾーン | |

《追記・修正事項》

- ⑫各ゾーンの「みどりの現況・課題・将来像」の更新 ⇒ **【第Ⅴ章】**

第Ⅶ章 体制・進行管理

- 1 市民・NPO・事業者・行政の協働の推進
- 2 計画の適正な進行管理

資料編

資料1～6 用語集

《追記・修正事項》

- ⑬新たな用語（グリーンインフラ等）の追加 ⇒ **【資料編】**
 ⑭市民のご意見の追加 ⇒ **【資料編】**

中間見直し冊子の構成

横須賀すみどりの基本計画中間見直しについて 中間見直しの概要

- 1 中間見直しの位置づけ
- 2 中間見直し冊子
- 3 中間見直しのポイント

みどりの基本計画の基本的事項

- 1 横須賀市の将来都市像との関係
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の目標年度

《追記・修正事項》 ①、②、③

第Ⅰ章 現状と課題、新たな視点

- 1 中間見直しの背景
- 2 新たな背景と課題
- 3 今後、特に注力すべき事項
- 4 前提事項の整理

《追記・修正事項》 ④、⑤

第Ⅱ章 計画の目標と方針

- 1 基本理念から施策展開の方向まで
- 2 みどりの将来像
- 3 みどりの将来像の実現に向けた目標
- 4 方針図及び公園の将来像図

《追記・修正事項》 ⑦、⑧、⑨

第Ⅲ章 推進施策のこれまでの取組

- 1 目的
- 2 手順
- 3 結果

《追記・修正事項》 ⑩

第Ⅳ章 推進施策（中間見直し後）

- 1 推進施策の取組
- 2 推進施策について

《追記・修正事項》 ⑪

第Ⅴ章 ゾーン別計画

- 1 ゾーン別将来像
 - (1)追浜・田浦・逸見ゾーン
 - (2)東京湾沿岸ゾーン
 - (3)浦賀・観音崎ゾーン
 - (4)平作川流域ゾーン
 - (5)武山・野比ゾーン
 - (6)長井ゾーン
 - (7)大楠山ゾーン

《追記・修正事項》 ⑫

資料編

- 1 横須賀市の現況
- 2 中間見直し冊子関連
- 3 用語集
- 4 みどりに関する市民意識

《追記・修正事項》 ⑬、⑭、⑮

目 次

◆横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて

中間見直しの概要

1 中間見直しの位置づけ	2
2 中間見直し冊子	2
3 中間見直しのポイント	2

■みどりの基本計画の基本的事項

1 横須賀市の未来像との関係	6
2 計画の位置づけ	7
3 計画の目標年度	8

第Ⅰ章 現状と課題、新たな視点

1 中間見直しの背景	9
2 新たな背景と課題	10
3 今後、特に注力すべき事項	12
(1) 気候変動等に適応した樹林地の保全	12
(2) 生物多様性の確保に向けた取組	14
(3) 生産緑地の保全に向けた取組	16
(4) 新たな制度等の取組	17
4 前提事項の整理	20

第Ⅱ章 計画の目標と方針

1 基本理念から施策展開の方向まで	22
2 みどりの将来像	23
3 みどりの将来像の実現に向けた目標	24
(1) みどりの量の維持・向上	24
(2) みどりの質を高める	24
4 方針図及び公園の将来像図	25
(1) 安全・安心に関するみどりの方針図	26
(2) 自然環境の保全に関するみどりの方針図	27
(3) みどり豊かな市街地に関するみどりの方針図	28
(4) 交流・身近・親しみに関するみどりの方針図	29
(5) 景観に関するみどりの方針図	30
(6) 歴史に関するみどりの方針図	31
(7) 公園の将来像図	32

第Ⅲ章 推進施策のこれまでの取組

1 目的	34
2 手順	34
(1) 進捗状況の算出	34
(2) 施策等の分類（今後の取組方）	35
3 結果	36

第Ⅳ章 推進施策（中間見直し後）

1 推進施策の取扱	3 8
（1）新規施策《1》～《4》	3 8
（2）既存施策（整理後）《5》～《41》	3 9
2 推進施策について	4 1
（1）新規施策	4 2
（2）既存施策	4 3
（3）推進施策一覧	5 6

第Ⅴ章 ゾーン別計画

1 ゾーン別将来像	6 0
（1）追浜・田浦・逸見ゾーン	6 0
（2）東京湾沿岸ゾーン	6 2
（3）浦賀・観音崎ゾーン	6 4
（4）平作川流域ゾーン	6 6
（5）武山・野比ゾーン	6 8
（6）長井ゾーン	7 0
（7）大楠山ゾーン	7 2

資料編

1 横須賀市の現況	7 4
（1）人口の推移	7 4
（2）緑被の経年変化	7 5
（3）都市公園等の整備状況	7 5
（4）ゾーン区分について	7 6
2 中間見直し冊子関連	7 8
（1）一人当たりの都市公園面積について	7 8
（2）現行計画における推進施策の評価理由一覧	7 9
（3）生産緑地廃止時における公園化基準【フロー図】	8 2
（4）景観重要樹木	8 3
3 用語集	8 4
4 みどりに関する市民意識	8 7

みどりの基本計画の基本的事項

1 横須賀市の未来像との関係

①「みどり」に関する事項

「（仮称）YOKOSUKA ビジョン 2030」におけるみどりに関する主なキーワード

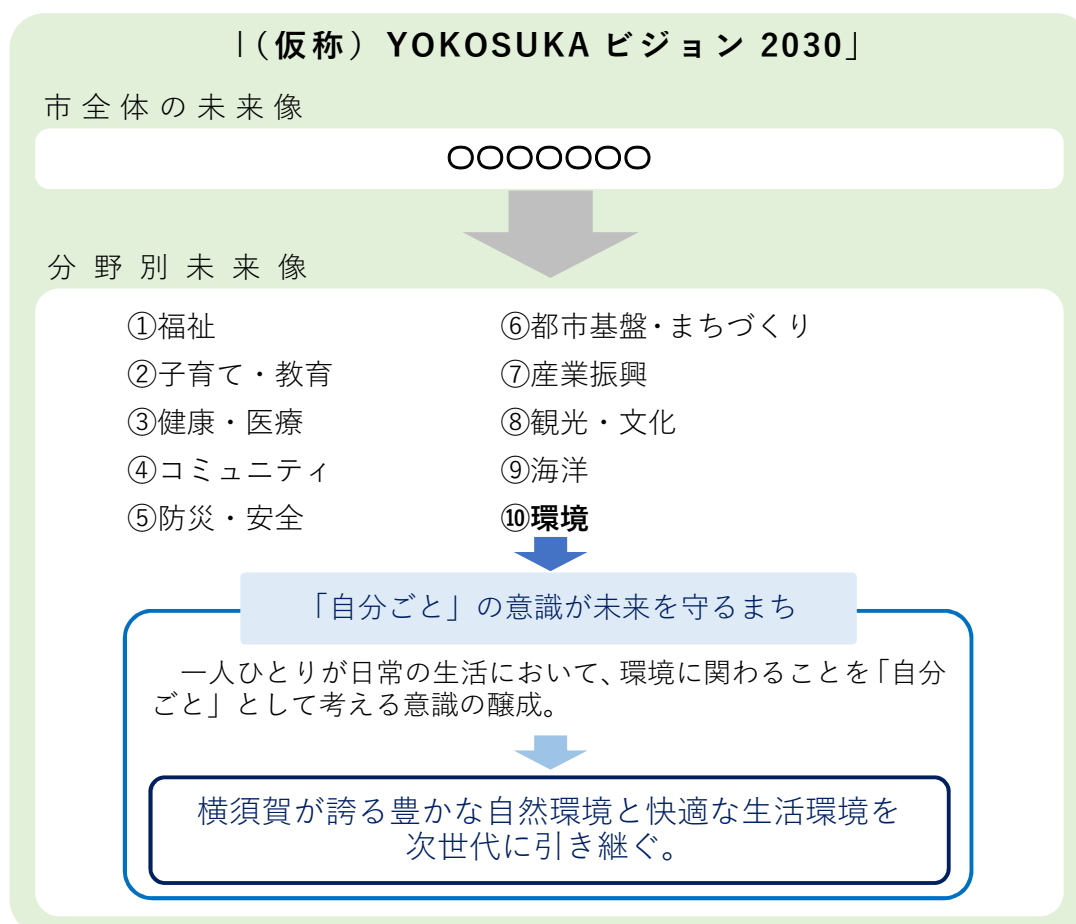
【今後、記載します。】

「（仮称）YOKOSUKA ビジョン 2030（令和4年（2022年）3月）」では、市の全体の未来像を「〇〇〇〇〇〇〇〇」としています。

さらに、環境分野の未来像は、『「自分ごと」の意識が未来を守るまち』としています。これは、持続可能な社会を実現するために、一人ひとりが日常の生活において、環境に関わることを「自分ごと」として考えることが大切であるということです。今後は、この意識を醸成し、横須賀が誇る豊かな自然環境と快適な生活環境を次世代に引き継いでいきます。

また、令和3年度（2021年度）には、「（仮称）YOKOSUKA ビジョン 2030」の各分野別未来像に基づき実施する主要な事業を示した「横須賀市実施計画」が策定されました。

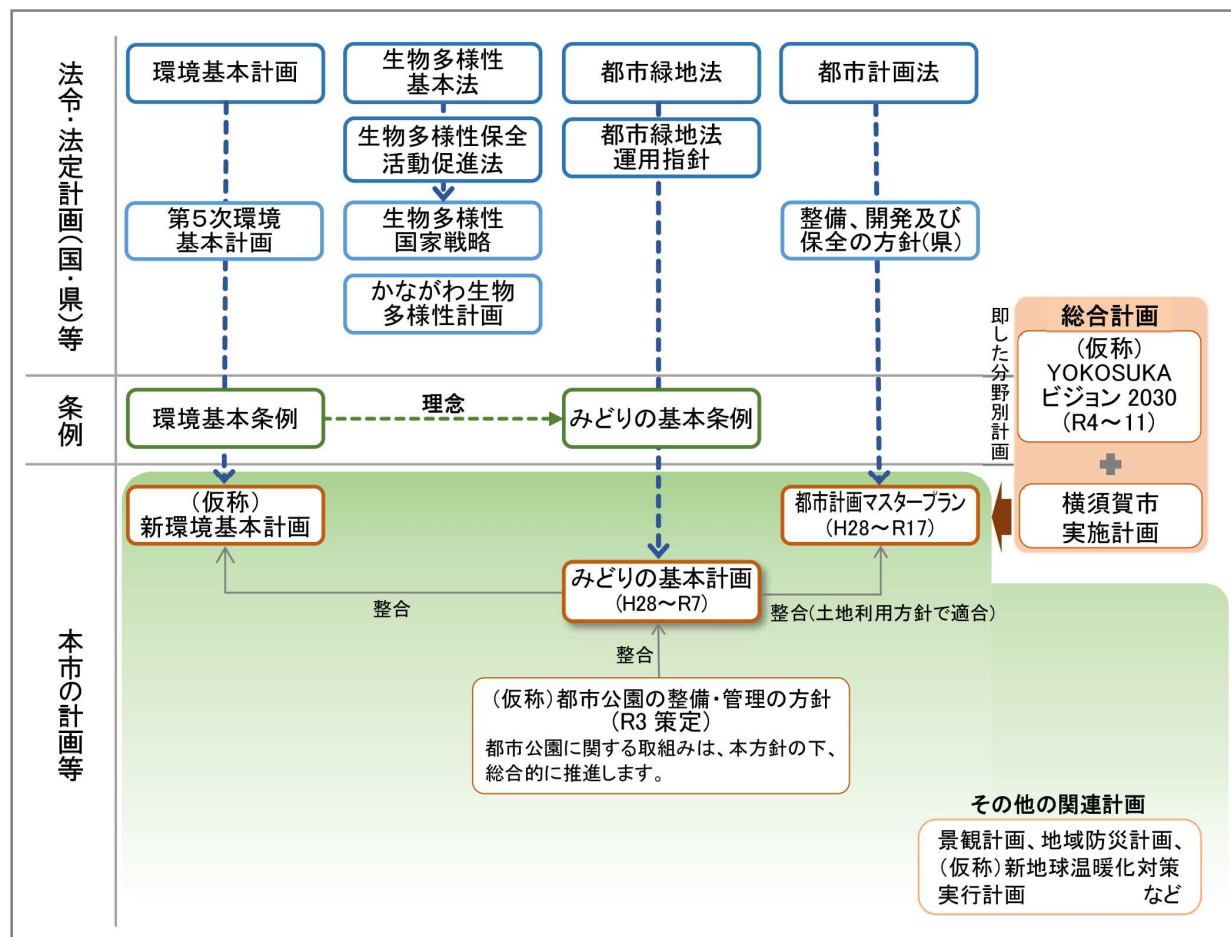
「横須賀市みどりの基本計画」（平成28年度（2016年度）策定、令和3年度（2021年度）見直し）は、中間見直し後も、引き続き、これらの計画に位置付けられた「みどり」に関連する事項と整合を図った計画です。



2 計画の位置づけ

「横須賀市みどりの基本計画」（平成 28 年（2016 年）3 月策定、令和 3 年度（2021 年度）見直し）は、本市の「総合計画」に即した分野別計画であり、「（仮称）横須賀市新環境基本計画」や「都市計画マスタープラン」と整合を図った計画です。

また、中間見直しは、現行計画を補完するものであり、他の関連する計画等との整合性は、継続しています。



計画の位置づけ ↑修正あり。

（計画等の記載位置の変更 など）

「現行計画」は、市の最上位計画の「横須賀市総合計画」の分野別計画として位置づけられ、関連計画等との整合・調整を図り、総合的なみどりの保全・創出に取り組むため策定しています。

今回の「中間見直し」では、「横須賀市実施計画」をはじめ、平成28年度（2016年度）以降に改定等行われた関連計画や法改正等を踏まえて見直しました。

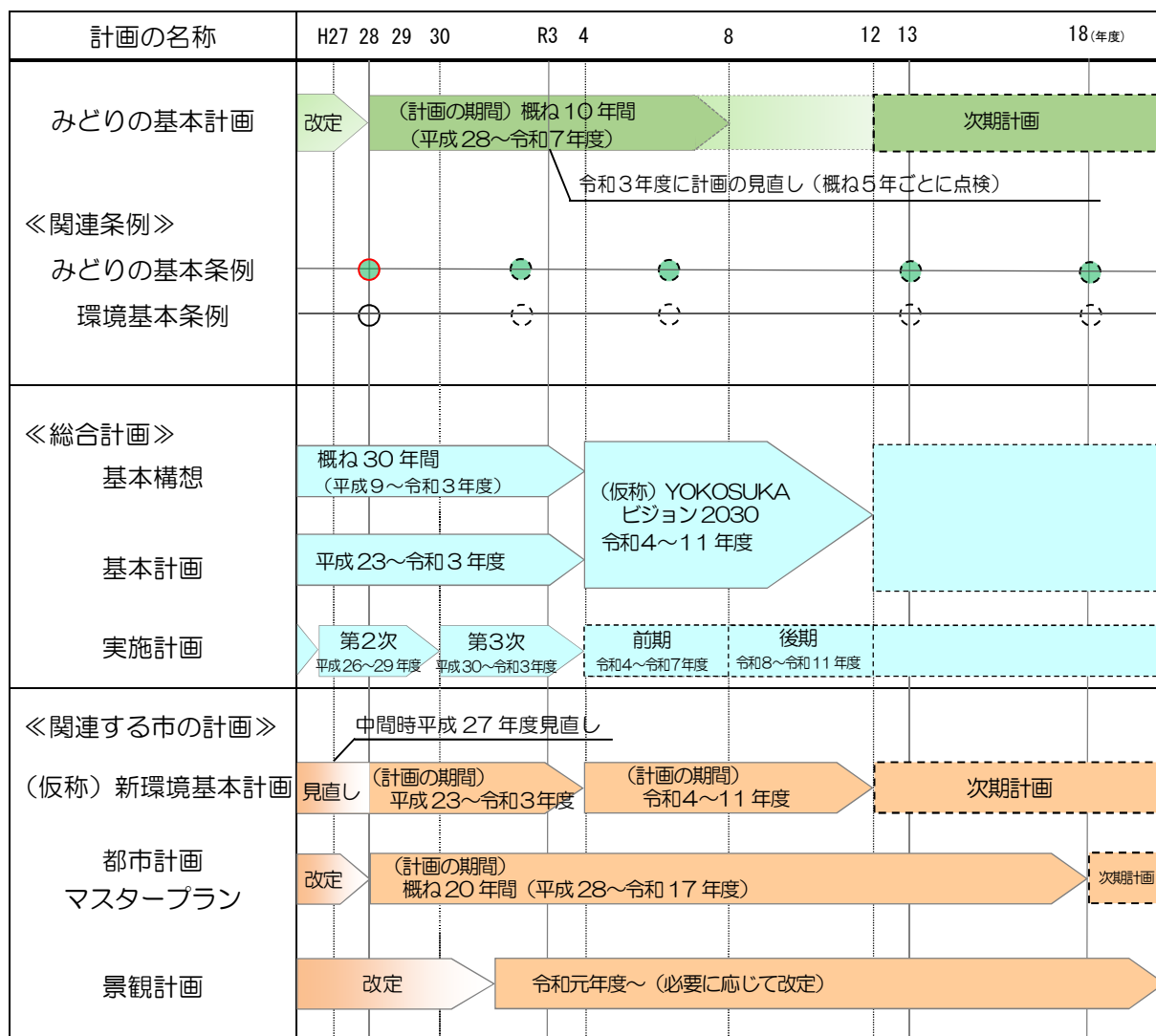
また、新たに、「（仮称）都市公園の整備・管理に関する方針」とも整合を図り、都市公園に関する施策は、この都市公園に関する方針の下、総合的に推進するよう、見直しました。

《現行計画書 P. 6 第 I 章 2（3）の更新》

3 計画の目標年度

「横須賀市みどりの基本計画」は、概ね 10 年間の令和 7 年度（2025 年度）までの計画です。また、みどりを守り、つくる取組は、長期的な視点に立って計画し、実施していく必要があるため、今後の将来像（＝あるべき姿）を見据えた計画としています。

なお、中間見直し後も、目標年度は令和 7 年度（2025 年度）までの計画とします。



↑ 修正あり。

本市の関連計画の目標年度 (みどりの基本計画期間の変更 など)

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「現行計画」は、策定から 5 年後の令和 3 年（2021 年）3 月に計画前半が終了するため、中間見直しを行いました。

令和 4 年度（2022 年度）からの後半は、中間見直しの結果を反映し、計画の推進を図ります。

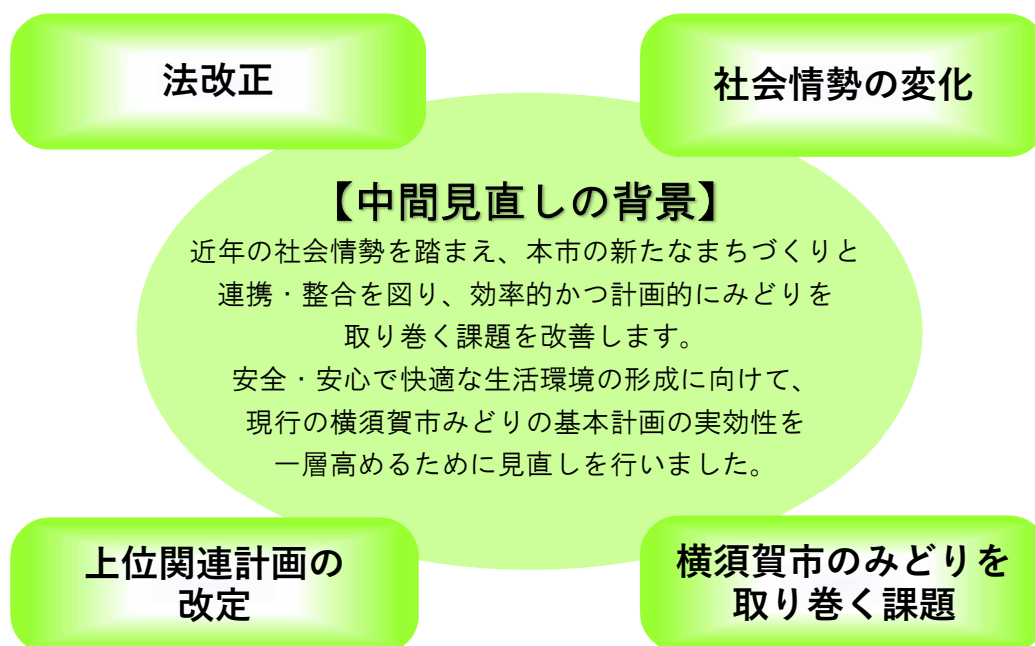
そして、計画期間最終年度である令和 7 年度（2025 年度）に全面改定し、令和 8 年度（2026 年度）に次期計画を策定、スタートさせる予定です。

ただし、みどりの基本計画は、総合計画等に即した分野別計画であるため、本計画の改定時期については、必要に応じて、総合計画等の関連計画改定のスケジュールと調整を図りながら、検討します。

《現行計画書 P. 8 第 I 章 2（5）の更新》

1 中間見直しの背景

今回の中間見直しは、現行計画策定後にあった法改正や、上位関連計画の改定、グリーンインフラの推進や気候変動への対応、生物多様性保全・再生の基本方針の策定の必要性やみどりの複合的な利用等のみどりに関する課題等を受け、現行計画の実行性を高めるために行いました。



2 新たな背景と課題

現行計画策定後に顕在した新たな背景と課題は、以下のとおりです。

① 市の最上位計画（総合計画）

・（仮称）YOKOSUKA ビジョン 2030※	⇒令和 4 年度（2022 年度）に新たに策定されました。 環境分野の未来像では、『「自分ごと」の意識が未来を守るまち』と しています。
・横須賀市実施計画※	⇒令和 4 年度（2022 年度）に新たに策定されました。 「（仮称）YOKOSUKA ビジョン 2030」の未来像及び分野別未来像 を実現するための事業が位置づけられています。

※概要については、P.6 参照。

② 関連法令等

・都市緑地法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に改正され、市民緑地認定制度が設置され、「農地」が「緑地」の定義に位置づけられました。また、公園の管理の方針についても、緑の基本計画の法定記載事項となりました。
・都市公園法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に改正され、都市公園において、民間活力の参入及び少子高齢化対策としての保育施設等の設置等が可能となりました。
・生産緑地法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に「生産緑地」に関する要件が緩和されました。また、指定から 30 年が経過した生産緑地を市が特定生産緑地に指定することが可能となりました。
・都市計画法の改正	⇒平成 29 年度（2017 年度）に改正され、新たな用途地域として田園住居地域が創設されました。

③ 市の関連計画等

・（仮称）新環境基本計画	⇒令和 4 年度（2022 年度）に新たに策定されました。 「豊かな自然環境と人が共生するまちをめざします」等の基本目標を掲げています。
・（仮称）新地球温暖化対策実行計画	⇒令和 4 年度（2022 年度）に新たに策定されました。 基本方針の 1 つに、「脱炭素型都市への移行」を掲げ、吸収源対策として緑地保全及び緑化の推進を施策として位置付けています。
・（仮称）都市公園の整備・管理方針	⇒令和 3 年度（2021 年度）に、新たに「（仮称）都市公園の整備・管理方針」が策定されました。 市内都市公園の全体像を把握するとともに、抱える課題に対する将来の目指すべき都市公園のあり方及び戦略的な公園マネジメントのあり方を取りまとめています。

④ 社会情勢の変化

・グリーンインフラ	⇒みどりの保全・創出にあたり、社会が抱える課題を自然環境の機能を活かして改善するグリーンインフラの導入が推進されています。 ⇒令和2年（2020年）7月に社会資本整備審議会により、治水対策としてのグリーンインフラの位置づけを含んだ「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」※が答申されました。
・SDGs	⇒持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向け、我が国でも取組が進められています。
・気候変動への対応の必要性 （自然災害の激甚化）	⇒平成30年（2018年）12月に施行された「気候変動適応法」により、集中豪雨等への適応策の法的位置づけがされました。
・感染症への対応の必要性	⇒新型コロナウイルスの感染拡大等、これまで経験したことのない脅威に対し、みどりが有する機能を活かした取組の実施検討が求められています。
・みどりの維持管理の推進	⇒市内のみどりを、適正な状態で維持・保全することが求められています。
・ボランティアの活用	⇒ボランティアの活用を継続して行うとともに、活用の方法や体制の再整備が求められています。
・民有樹林地保全	⇒高齢化社会が進む中、民有樹林地を安全性及び景観面等で、良好な状態で保全することが求められています。
・デジタル社会におけるみどりの重要性	⇒DTFの導入によるまちの発展とともに、みどりの保全・活用等を図ることの重要性が増しています。
・観光資源としてのみどりの活用	⇒みどりを保全するだけでなく、地域活性化の一環として、観光資源としての活用が求められています。

※「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」は、持続可能な流域治水への転換に関する答申です。

⑤ 市が抱える課題

・樹林地の荒廃（防災面から安全なみどりの保全）	⇒「安全性を最優先」に考えた樹林地（みどり）の保全が求められています。
・斜面緑地の崩壊の恐れ	⇒崩壊の恐れがあり、保全が困難な斜面緑地は、保全にこだわることなく崩壊の防止対策の推進が求められています。また、防止対策を行う場合は、可能な限り緑化等を行うことが望まれ、緑化した場合は、維持管理について検討しなくてはなりません。
・農地の減少（都市農地の保全・活用）	⇒生産緑地等の農地を、市内のみどりを形成する大事な要素として保全し、活用していくことが求められています。

3 今後、特に注力すべき事項

中間見直しでは、今後、計画期間の後半において「特に注力すべき事項」として、以下の事項に取り組むことが必要であると、とりまとめを行いました。

(1) 気候変動等に適応した樹林地の保全

① 気候変動適応に関する取組の必要性

近年は地球温暖化に対する懸念が強まり、化石燃料の大量消費など人為的な要因による気候変動への関心が強まっています。

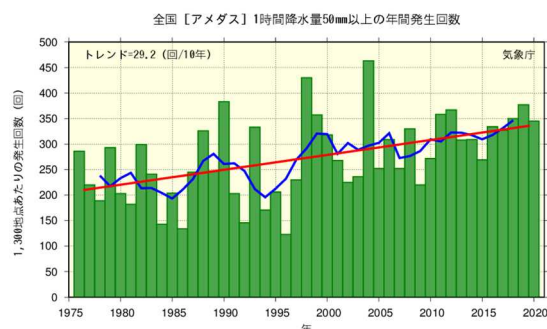
また、「気候変動適応法（平成 30 年（2018 年）12 月施行）」により、適応策の法的位置づけが明確化され、国や地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

その背景として、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、動植物の分布地域の変化など、気候変動による影響がすでに顕在化し、今後さらに深刻化するおそれがあると考えられています。

ア 強雨の発生回数の増加

【気候変動による影響の例】

アメダスの観測によると、日本では 1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨（滝のように降る雨）の発生回数が増加傾向となっています。降水量は年ごとの変動が大きくなっており、降雨パターンの変化が予測されています。



全国の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数の経年変化（1976～2020 年）

出典：気象庁ホームページ

(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)

イ 台風の大型化

【気候変動による影響の例】

気象庁の観測では、台風の発生個数、日本への接近数、上陸数には、長期的な増加や減少の傾向は見られませんが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書によると、地球温暖化の進行による海水温の上昇に伴って、台風など熱帯低気圧の強さが増す可能性が指摘されています。

② 本市が抱える樹林地等の現状と課題

ア 地形等の特徴（入り組んでいる・斜面緑地が多く、民家と近接している）

本市は、複雑に入り組んだ谷戸地形や、地震による土地の隆起と氷河の発達・後退による海面の変動により陸地となった海成段丘が多くあります。

さらに、谷戸等には、斜面緑地と近接した民家が、多数存在しています。



イ 地質の特徴（表土が薄い）

本市の地質は、岩盤（粘土）の上に薄い表土が堆積しており、地滑りしやすい地質となっています。

ウ 樹林地の現状（大木化・老木化、表土流出、ナラ枯れ等）

かつて樹林地は、農漁業具や薪炭林として利活用されており、適度に人の手が入れられていました。しかし、1960 年代（昭和 35 年代）以降になると、樹木が利用されずに放置されるようになったため、老木化・大木化が進行しました。

そして、維持管理が行われない樹林地は、林床への日照不足により、植物が育たず、地面が露出することによって、表土流出等の荒廃が進み、防災的観点での維持管理が必要となっています。

また、平成 29 年（2017 年）以降三浦半島に広がっているナラ枯れも、大木化が要因の一つとされています。

その他にも、大木化により、腐朽菌の侵食の容易化や強風時の落枝・根返り、材活用の困難化も問題となります。



③ 斜面緑地等

ア 土砂災害警戒区域等

神奈川県が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、急傾斜地を中心に広く土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）を指定しています。

本市は、土砂災害警戒区域として、1,279 箇所が指定され、居住エリア内にも存在し、県内では、横浜市に次いで多い箇所数となっています。（令和 2 年（2020 年）2 月時点）

イ 急傾斜地の整備状況

神奈川県が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）」に基づき、急傾斜地の整備を行い、整備率は 62.4%となっています。（令和 2 年（2020 年）3 月時点）今後も、同様に、整備を進めていきます。

④ 民有地における樹林地

ア 民有樹林地の維持管理の問題

市街化区域内樹林地保全支援制度契約者を対象に実施したアンケート（平成 30 年度（2018 年度）実施）から、樹林地を維持管理するうえで、高齢化や維持管理に係る経済的な負担が問題となっていることが明らかになっています。

イ 不在地主の問題について

本市の樹林地では、所有・管理する人が不明、または連絡がとれない不在地主が増加しています。そのため、適正に維持されず、荒廃が進む樹林地が増加しています。

⑤ 今後について（みどりの量から質への転換）

今後は、樹林地等のみどりは、量だけではなく、安全性を最優先に考え、市民生活の安全・安心に寄与するよう、保水性の向上等の適切な管理を行いながら、守っていく必要があります。

(2) 生物多様性の確保に向けた取組

① 生物多様性とみどり

植物や様々なオープンスペースのみどりを、保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場が確保され、生物多様性の確保に寄与すると考えられます。



生物多様性が豊かな都市のイメージ
出典：国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」
(<https://www.mlit.go.jp/common/001231886.pdf>)

② 生物多様性地域戦略

ア 生物多様性地域戦略とは

生物多様性基本法第十三条に基づき、市町村が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する、基本的な計画を定めることとされ、策定は努力義務となっています。

また、この戦略は、各地域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画であり、以下の事項を定めるものとされています。

生物多様性地域戦略は、次の事項を定めるものとされています。

(生物多様性基本法第13条第2項)

1. 生物多様性地域戦略の対象とする区域
2. 当該区域内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
3. 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
4. 前3号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

イ みどりの基本計画と生物多様性地域戦略について

i 一体化の可能性について

みどりの基本計画と生物多様性地域戦略は、いずれも本市の自然環境を中心としたみどりの保全・活用・創出に向けた方針や取組（施策等）を策定する必要があることから、現行計画の内容を精査し、足りないものを補い、内容の重複を解消させる必要があります。



トウキョウサンショウウオ

県内では茅ヶ崎市や藤沢市、近隣地域では、東京都羽村市や東久留米市などが、いわゆる「緑の基本計画」と「生物多様性地域戦略」を一体化させており、全国に広がりを見せています。

ii 一体化の有意性について

みどりの基本計画と生物多様性地域戦略を一体的に策定することで、以下のような利点が見込めます。

【一体化の利点】

- ◇自然や生き物を関連付けた将来像及び基本的な方針が定められ、目標が明確になります。
- ◇自然や生き物に対する課題が一括化され、取組みの方向性が定めやすくなります。
- ◇自然や生きものの関係性を考慮した施策を策定することで、取組みの意義が明確になります。
- ◇関連または類似した施策を集約することで、無駄なく効率的に取り組むことができ、施策を円滑に推進することができます。

iii 一体化に際しての必要事項

みどりの基本計画と生物多様性地域戦略の一体化に向け、現行計画の記載事項と合わせて、以下の事項の整理が必要になります。

【必要事項】

- ◆生物多様性地域戦略の目的を再確認する必要があります。
- ◆現行計画で整理している本市の自然環境の課題と合わせて、生物多様性地域戦略の中でも課題を整理する必要があります。
- ◆将来像や目標、基本方針は、現行計画と生物多様性地域戦略の両方を見据えて設定する必要があります。
- ◆現行計画に掲げている施策以外で、生物多様性地域戦略にとって有効な施策を検討する必要があります。

③ 生物多様性確保に向けた具体的な取組（里山的環境保全・活用事業）

現在、本市では、生物多様性確保に関する取組の一つとして、「里山環境保全・活用事業」を行っています。

ア 里山的環境保全・活用事業における生物多様性とは

里山の環境は、人と自然が共生する場であり、地域において、現在、絶滅危惧種と言われる動植物の大半が里山の環境に生息していました。里山の環境を再生・保全することは、これらの動植物の生息場を再生・保全していくことであり、ひいては生物多様性の確保にもつながります。

国の取組みをみると、環境省では平成 22 年（2010 年）の COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）を契機とした「SATOYAMA イニシアティブ」の効果的な推進に向けて、広く参加を呼び掛けています。

また、本市では、市民等へ身近に自然とふれあえる場を提供するため、平成 25 年度（2013 年度）から長坂地区等において里山的環境保全・活用事業に着手し、樹林地管理や復田等、継続して事業を行っています。



樹林地管理



復田作業

イ 今後の事業展開に向けた課題

i 人員の確保

里山的環境保全・活用事業を継続させるためには、日常の維持管理や新たな場を開墾するための人員確保が重要になります。また、世代を超えた協力体制や、後継者を育成することも不可欠です。これらは、日常的な環境の変化に目を配りその里山に対する思いを持った市民等による協力が望まれます。

ii 財源の確保

行政及び民間、市民等が協同で取り組むことで、里山的環境保全・活用事業を継続することが可能となりますが、そのための活動資金を確保することは不可欠です。市民や企業等からの協力も視野に入れ、活力を活かすための財源の確保と、そのためのスキームづくりを行う必要があります。

④ 今後について

今後は、みどりの基本計画と生物多様性地域戦略との一体化を検討するとともに、生物多様性の確保に関する取組を、継続して行うための体制づくり等が必要です。

(3) 生産緑地の保全に向けた取組

① 農地は「みどり」

平成 29 年（2017 年）の都市緑地法の改正により、これまで位置付けが不明確だった「農地」が「緑地」の定義に含まれることが明記されました。

② 生産緑地とは

生産緑地とは、市街化区域内の農地のうち、農林漁業と調和した都市環境の保全や災害の防止等、良好な生活環境を確保するため、「生産緑地地区」として計画的に保全することを都市計画で定めた農地です。

生産緑地地区内の土地では、原則としてその指定から 30 年は農地として適正に管理することが義務づけられており、建築物等の新築・増改築の行為等が禁止される一方で、税制優遇を受けることができます。

③ 生産緑地に関連する法改正

都市農地の振興及び都市農地の保全を推進するため、平成 29 年（2017 年）に生産緑地法の改正がありました。

ア 農地の面積要件の緩和

生産緑地地区の面積の下限を、条例により「500 ㎡以上」から「300 ㎡以上」まで引き下げることが可能となりました。この法改正を受け、本市でも令和 2 年（2020 年）4 月に条例改正をおこない、面積要件を「300 ㎡以上」に引き下げました。

イ 特定生産緑地制度

指定から 30 年を経過する生産緑地が、それ以降も安定した営農環境を築けるように、生産緑地所有者等の意向をもとに、市が特定生産緑地として指定することが可能となりました。特定生産緑地に指定されることで、所有者は生産緑地と同様の税制優遇が適用されるとともに、今後は指定から 10 年毎に継続の可否を判断することができます。

④ 生産緑地の現状

ア 2022 年問題

生産緑地制度は、令和 4 年（2022 年）に当初指定（平成 4 年（1992 年））から 30 年を迎えます。指定から 30 年を経過した生産緑地の所有者が買取申出をしたにもかかわらず、市町村が買い取らなかった場合、農地以外の利用が可能となるため、これまで保全されてきた生産緑地が急激に宅地化され、多くのみどりが失われることが懸念されています。

イ 横須賀市の生産緑地の現状

i 生産緑地の推移

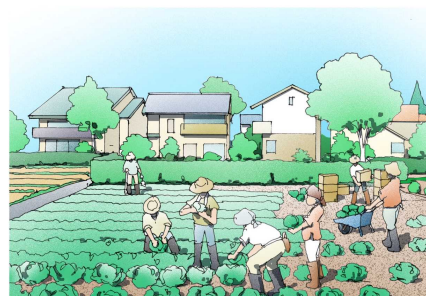
令和 4 年（2022 年）に指定から 30 年を迎える生産緑地は、147 地区・19.4ha（令和 3 年（2021 年）3 月時点）あります。

生産緑地地区の推移

	平成 4 年 (当初指定)	令和 2 年	令和 4 年に期限 を迎える地区
面積	22.4ha	25.2ha	19.4ha
地区数	167 地区	169 地区	147 地区

ii 生産緑地所有者の意向（特定生産緑地への指定申出）

令和元年度（2019 年度）に生産緑地所有者を対象とした説明会を実施し、令和 2 年度（2020 年度）に特定生産緑地への指定の申出の受け付けました。その結果、令和 4 年（2022 年）に期限を迎える生産緑地のうち、約 8 割が、特定生産緑地への指定を申し出ました。



⑤ 今後について

今後は、市街化区域内の農地である生産緑地を、大事なみどりとして保全していくため、特定生産緑地に移行するための地権者への説明等を行っていきます。

(4) 新たな制度等の取組

① 市民緑地認定制度

ア 「市民緑地認定制度」とは

平成 29 年度（2017 年度）の都市緑地法の改正により、新たに設けられた制度です。

この制度により、民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備・管理する者が、設置管理計画を作成・申請し、市区町村長の認定を受けて、一定期間緑地を整備・利活用することができるようになりました。

イ 市民緑地認定制度の意義

民間主体による空き地や企業所有地等を有効活用し、地域住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供する取組を促進することにより、緑地やオープンスペースが不足している地域における地方公共団体の財政支出を伴わないみどりの創出と保全を推進します。

民間主体	地方公共団体
○市区町村の認定を受けることにより、企業が行う地域貢献や社会貢献活動（CSR）、緑地の管理を通じた社会課題の解決等に対し、公的な位置づけが与えられる。 ○必要な施設整備に要する費用の一部に対し、国の支援が受けられる。など	○民間事業者が設置・管理運営の主体となるため、緑地の設置・管理運営に伴う地方公共団体の財政負担の軽減や、当該認定市民緑地を活用した地域の活性化が進む。 ○住民 1 人当たりのオープンスペース面積を増加できる（住民一人あたりの都市公園面積として算定することができる）。 ○認定した設置管理計画に基づき管理が行われるため、広場空間の管理運営水準を、法的に担保することができる。など

さいたま市中川自治会広場

⇒自治会が活動に使う広場として認定



ノリタケの森

⇒ノリタケカンパニーリミテド本社敷地の一部を、市民緑地として認定



出典：都市緑化機構_市民緑地認定制度の概要
(https://urbangreen.or.jp/wp-content/uploads/2019/10/shiminryokuchiniteiseido_gaiyo.pdf)

② グリーンインフラの取組

ア グリーンインフラとは

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます。

（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）

イ グリーンインフラの取組の推進について

国土交通省において、平成27年度（2015年度）に閣議決定された国土形成計画や第4次社会資本整備重点計画等を踏まえ、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組が推進されています。

ウ グリーンインフラ実施の主な視点

グリーンインフラとは、以下のような効果があると考えられています。

i 生物の生息・生育の場の提供

樹林地や街路樹の緑の環境や、河川の水辺環境等は、人々に潤いと安らぎの場となるとともに、水・緑のネットワークを形成することで、多様な生物の生息・生育の場となります。

ii 雨水の貯留・浸透等の治水による防災・減災

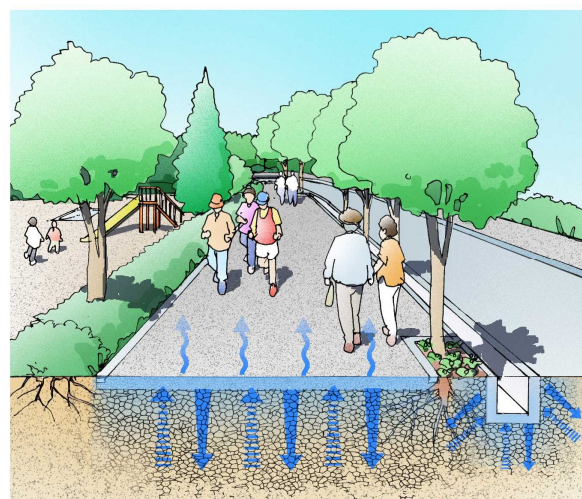
水害やヒートアイランド現象に対して、都市空間（公園、池、歩道、建築物等）を最大限に有効活用して、緑化と平行して雨水貯留・浸透施設等を整備することで、暑熱緩和と合わせて総合的な治水対策を推進できます。

iii 良好な景観形成

建築物等による人工的な都市空間が形成されている中で、公園や歩道への植栽をはじめ、街路樹等において緑を創出することで緑陰による快適な都市環境を提供するとともに、緑と都市空間が調和した良好な都市景観が形成されます。

iv 植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制

都市部を中心としたヒートアイランド現象等による気温上昇に対し、樹木や植栽された緑からの蒸発散による微気象の緩和を促し、気温の上昇を抑制できます。



グリーンインフラの例
（雨水の浸透による減災・良好な景観形成・
気温上昇の抑制）

↑ 修正あり。

（雨水の浸透状況等を追加）

エ 本市におけるグリーンインフラの可能性について

本市では、以下の課題解決に向けた取組としての可能性があると考えられます。

i 防災

市内では、市街地を中心に、急傾斜地の斜面林が崩壊することで、宅地等への被害を及ぼす恐れがあります。そのため、下草刈や樹木の剪定、間引き等の適正な維持管理を通じて、保水性を向上するとともに、斜面林の崩壊を防止していきます。また、流域治水の視点から取組を行うことで、減災も期待できます。

ii 健康の増進

本市は三方を海岸に面しているほか、大楠山を中心とした急峻な丘陵部が見られるなど、多様な自然環境に恵まれています。こうした、環境において高齢者をはじめとした市民が水や緑に囲まれてスポーツや体を動かすなど、健康を増進できる場を形成します。

iii 観光の促進

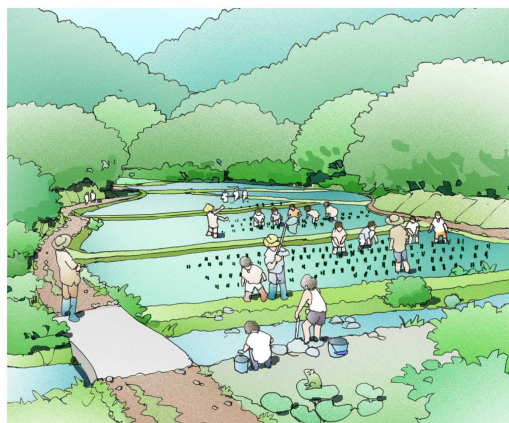
市内の丘陵部の緑や、そこで営まれる農業、生息・生育する生物は、本市の貴重な地域資源であり、市内外の都市住民にとっては、魅力ある環境ともなり得ます。こうした、地域資源を活かし、農業体験のほか、自然観察や緑の中での散策など、人々を引き付ける魅力ある観光の場を形成します。



防災（樹林地の適切な維持管理による斜面林の崩壊の防止）



健康の増進
（自然の中での運動及び憩いの場の提供）



観光の促進
（地域資源の活用による観光の場の形成）

③ 今後について

今後は、市民緑地認定制度の導入やグリーンインフラの推進について検討等を行う必要があります。

4 前提事項の整理

現行計画策定時の「背景と課題」に、策定後に新たに顕在化した「背景と課題」を加え、再整理を行いました。

背景と課題（主なキーワード）

※朱書き箇所が、追加及び更新等した事項です。
（現行計画に反映不要等の軽微な修正は含みません。）

①市の最上位計画（総合計画）

- （仮称）YOKOSUKA ビジョン 2030 ★
- 横須賀市実施計画★

★現在、策定中。R4 年度に策定予定。

②関連法令等

- 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正
- みどりの基本条例（市）
- 都市緑地法（運用指針の改正）
- 生物多様性基本法
- 国土強靱化基本法
- （仮称）生物多様性国家戦略 2021
- 外来生物法
- ヒートアイランド対策大綱
- 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

③市の関連計画等

- 新環境基本計画（現在策定中。R4 年度に策定予定）
- 都市計画マスタープラン
- 景観計画
- 新地球温暖化対策実行計画（現在策定中。R4 年度に策定予定）
- 都市公園の整備・管理の方針（現在策定中。R3 年度に作成予定）
（公園の配置や機能の適正化、公園の利活用の促進）

④社会情勢の変化

- 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）
- 東日本大震災
- 超高齢社会の到来
- グリーンインフラ
- 流域治水への転換
- SDGs
- 気候変動への対応の必要性（自然災害の激甚化）
- 感染症への対応の必要性
- みどりの維持管理の推進
- ボランティアの活用
- 民有樹林地の保全
- デジタル社会におけるみどりの重要性
- 観光資源としてのみどりの活用

⑤市が抱える課題

- 急激な人口減少
- 少子高齢化
- 樹林地の荒廃（防災面から安全なみどりの保全）
- 特定外来生物等への対策の必要性

⑥市民意見・市外居住者イメージ

- 自然に恵まれている
- 自然に関する取り組みに対する一定の評価あり
- 本市の自然環境の良さは市外居住者に認知されていない
- 地域によって偏りある公園配置
- 都市公園施設等の老朽化
- 生物の生息環境が劣化している
- 里山的環境の減少
- 子育て世代の自然環境へのふれあいニーズ多数
- 自然環境にふれあえる場所やイベント等の情報を提供してほしい
- 自然環境の保全を進めてほしい
- 自然災害を防ぐための整備をしてほしい

⑦自然環境における課題

- 緑被率の低下
- 樹林地の荒廃（再掲）
- 極端気象による被害の増加
- みどりの防災機能の確保
- 特徴的な自然環境の減少
- みどりのネットワークの分断・縮小
- みどりの質の低下
- 生物多様性への配慮（生物の種・個体数の減少、生態系への影響）

⑧現行計画策定

（平成 28 年（2016 年）3 月）以降の取り組み

- 現行計画（平成 28 年（2016 年）3 月策定）の 60 の施策の内、9 割の施策で一定の成果あり
- みどりの基本条例の制定
- 緑被率調査の実施
- 里山的環境保全・活用事業の推進
- 横須賀エコツアー推進事業の実施
- 継承の森の設置
- 三浦半島自然環境に関わる行政連絡会議等他都市との連携
- 自然環境活動団体連絡会議の開催
- 市民緑地の設置
- 未達成・未着手施策の再検討・整理

- 斜面緑地の崩壊の恐れ
- 農地の減少（生産緑地等の都市農地の保全・活用）

みどりの基本計画に反映すべき事項（主なキーワード）

※朱書き箇所が、追加及び更新等した事項です。
（現行計画に反映不要等の軽微な修正は含みません。）

○ 市民等のみどりとの関わり

- みどりに親しむ気運の高揚
- 豊かなみどりとみどりに対する意識や活動の継承
- みどりに対する市民等による活動の推進
- みどりを通じた環境教育・環境学習の推進
- 活動の場の確保
- 発展的な市民協働の推進
- みどりに精通した人づくり
- 自然環境に関する活動支援
- 様々な主体との連携・役割分担による取り組み
- **グリーンインフラの取組み**
- **SDG s 達成を意識した施策展開**

○ 安全・安心への対応

- 誰もが安心して利用できるみどりの場づくり
- 公園施設等の防犯対策
- 都市公園等を防災・減災対策に活用
- 大規模災害時への備え
- 気候変動に起因する豪雨や大型台風への対応
- 適切な樹林地管理（倒木・土砂崩れ防止）
- **持続可能な流域治水**
- **安全性を最優先とした斜面緑地の保全**

○ 生物多様性の確保

- 生物多様性の確保の必要性
- 生物の生息環境等の変化への対応
- 自然環境の保全・再生・活用の推進
- 自然植生及び貴重な植物の保全
- 水辺環境の保全・再生
- **生きものが生息する環境としての里山的環境の保全・再生**
- 生態系に配慮したみどりのネットワークの形成
- 外来生物への対策
- **本計画と生物多様性地域戦略との一体化を検討**

○ 身近なみどりの保全・創出

- 市街地のみどりの充実
- 目に見えるみどりの充実
- ヒートアイランド対策
- **CO₂吸収源としてのみどりの創出**
- 公園施設等の老朽化対策
- 市民ニーズに配慮した公園等の適正配置
- **都市公園の管理方針（積極的な利活用など）**
- **生産緑地の保全**
- **緑地・オープンスペースの確保**

○ みどりとふれあえる場づくり

- 身近に親しめふれあえるみどりの保全・創出
- 子どもや高齢者など誰でも利用しやすい場づくり
- プロムナードや散歩道の充実による回遊性の確保
- 健康の増進に向けた活用
- みどりによる人々の交流・観光への貢献（地域活性化）
- 自然環境に対する自主的な活動の促進
- みどりの積極的な活用
- **市民がみどりにふれ合える場としての里山的環境の再生・維持**
- **みどりを活用した観光の振興**

○ 横須賀らしい景観の保全

- 横須賀らしい都市景観や自然的景観等の保全
- 谷戸や斜面緑地など地形が織りなす特徴ある景観の保全
- 歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全と活用
- みどりを活かした街なみづくり
- 市の顔となる街なかの景観を彩るみどり

○ まとまりのあるみどりや貴重なみどりの保全

- **CO₂吸収源としてのみどりの保全**
- 骨格となる丘陵部のみどりの保全
- 自然植生や天然記念物のみどりの保全

見直し結果

- ・ 背景や課題を再整理し、現行計画を見直した結果、現行計画の骨格となる基本方針や将来像等は、課題等に対応していることがわかりました。
- ・ しかし、具体的な取組が必要であることから、新たな施策として、取り組むこととします。

【新たな施策】

気候変動等に適応した樹林地の保全	生物多様性の確保に向けた取組
生産緑地の保全に向けた取組	新たな制度等の取組

計画の目標と方針

1 基本理念から施策展開の方向まで

現行計画では、基本理念及びみどりの将来像と、その実現に向けた目標を定め、目標を実現するため、7つの基本方針と、それに基づいた14の施策展開の方向を定めました。計画の後半も、引き続き、この基本方針等に基づき、目標の実現を図ります。(変更はなし。)



みどりの基本計画における目標と基本方針から施策展開の方向までの体系図

《現行計画書 P. 61 第Ⅳ章 1 参照》

2 みどりの将来像

計画後半においても、引き続き、前述した「みどりの将来像」の実現を目指します。（現行計画からの変更はなし。）

なお、現行計画に示した「みどりの将来像図」については、以下のとおり時点修正を行いました。

↓更新あり。



3 みどりの将来像の実現に向けた目標

中間見直しに際し、各項目について見直し、修正及び追加を行いました。

なお、修正及び追加箇所は、朱書きとなっています。

(1) みどりの量の維持・向上

◇緑被率（約53.8%）の維持・向上を目指します。

◇近郊緑地保全区域（2地区：約1,012.0ha）及び風致地区（5地区：1,355.7ha）を維持し、みどり豊かなまちづくりを目指します。

◇都市公園面積（約552ha）を維持していくとともに、適切な配置をめざします。

<説明（修正）>

本市の市民一人当たりの公園面積は14.67㎡/人（令和2年3月31日時点）で、県内の自治体の中では特に整備が進んでいると言えます。これは過去に市内各所に存在し、一般の人々が立ち入ることができなかった旧軍施設(国有地)の多くが譲与され、都市公園として整備し市民の健康や憩いの場として活用してきたことと、近郊緑地特別保全地区や市街化区域内において買取や寄付によって市有地となった樹林地を都市公園として位置づけ、緑地保全事業を進めてきたことの成果と捉えています。

これらの都市公園について、今後も市民に親しまれるとともに、集客性と魅力あるまちづくりに寄与し続けられるよう、市民・利用者・その他の意見を参考にしながら、必要に応じて機能や施設の配置について検討し、市民ニーズに応えられる公園づくりに努めます。

(2) みどりの質を高める

◇目に見える「みどり」を増やします。

◇より身近に親しめる「みどり」を増やします。

◇多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の再生を目指します。

◇特定外来生物等の排除を目指します。

◇市民のニーズに合った都市公園の整備・管理を推進します。

◇官民連携による都市公園の積極的な活用を推進します。

<説明（追加）>

本市ではこれまで、全国に先駆け公園のPFI事業を進めたことや、その後もプロ野球球団やプロサッカーチームとの連携やPark-PFIの実施等の官民連携事業にも取り組んでおり、公園行政において先進的な自治体であると認識しています。

今後もこうした官民連携をさらに進め、市民のニーズに応じた都市公園の活用や公園マネジメントを促進します。また、これらを通して、地域の活性化や地域コミュニティの促進など市民に有益な公園であるとともに、気候変動時代や感染症の拡大時においても安全で安心できるような公園の管理・運営に引き続き取り組んでいきます。

4 方針図及び公園の将来像図

現行計画では、各視点毎に方針図を掲げています。今回の中間見直しに際して、図面の情報を見直し、時点修正等を行いました。

《現行計画書 P. 67～77 第Ⅳ章 2 「施策展開の方向」に関する方針図参照》

■全体【現行計画書：－、見直し計画書－】

主な修正点	・名称が変更された公園を反映 例) 中央公園→平和中央公園 等 ・新規公園の追加、廃止公園の削除 例) 走水水源地公園、くりはまみんなの公園 等 ・公園区域等を令和3年度時点に修正 例) 長井海の手公園 等
-------	---

■安全・安心に関するみどりの方針図【現行計画書：p67、見直し計画書p26】

主な修正点	・広域応援活動拠点等となる公園の追加 例) 追浜公園 等 ・広域応援活動拠点等から、広域防災活動拠点へ変更 例) 佐原2丁目公園 等
-------	---

■自然環境の保全に関するみどりの方針図【現行計画書：p69、見直し計画書p27】

主な修正点	・自然環境を有する拠点の維持・活用となる公園の追加 例) 平和中央公園 等
-------	---

■みどり豊かな市街地に関するみどりの方針図【現行計画書：p71、見直し計画書p28】

主な修正点	・ヒートアイランド現象の対策のための中心市街地及び工場の緑化推進区域の修正
-------	---

■交流・身近・親しみに関するみどりの方針図【現行計画書：p71、見直し計画書p29】

主な修正点	・みどりの拠点の積極的活用となる公園の追加 例) 走水水源地公園 等 ・観光拠点の活用となる公園の追加 例) 長井海の手公園 等 ・みどりの拠点の積極的活用から観光拠点の活用へ変更 例) 追浜公園 等 ・みどりの拠点の積極的活用の削除 例) 久里浜1丁目公園 等 ・エコツアーの実施区域の修正
-------	--

■景観と歴史に関するみどりの方針図【現行計画書：p75、見直し計画書p30、31】

主な修正点	・「景観」と「歴史」についてそれぞれ整理し、「景観に関するみどりの方針図」及び「歴史に関するみどりの方針図」に分割 <景観に関するみどりの方針図> ・眺望に優れたみどりの拠点の追加 例) 走水水源地公園 <歴史に関するみどりの方針図> ・指定文化財またはその他歴史的資産の追加 例) 平和中央公園 等 ・整備構想の追加 例) 大矢部弾薬庫跡 ・ルートミュージアム構想を反映
-------	--

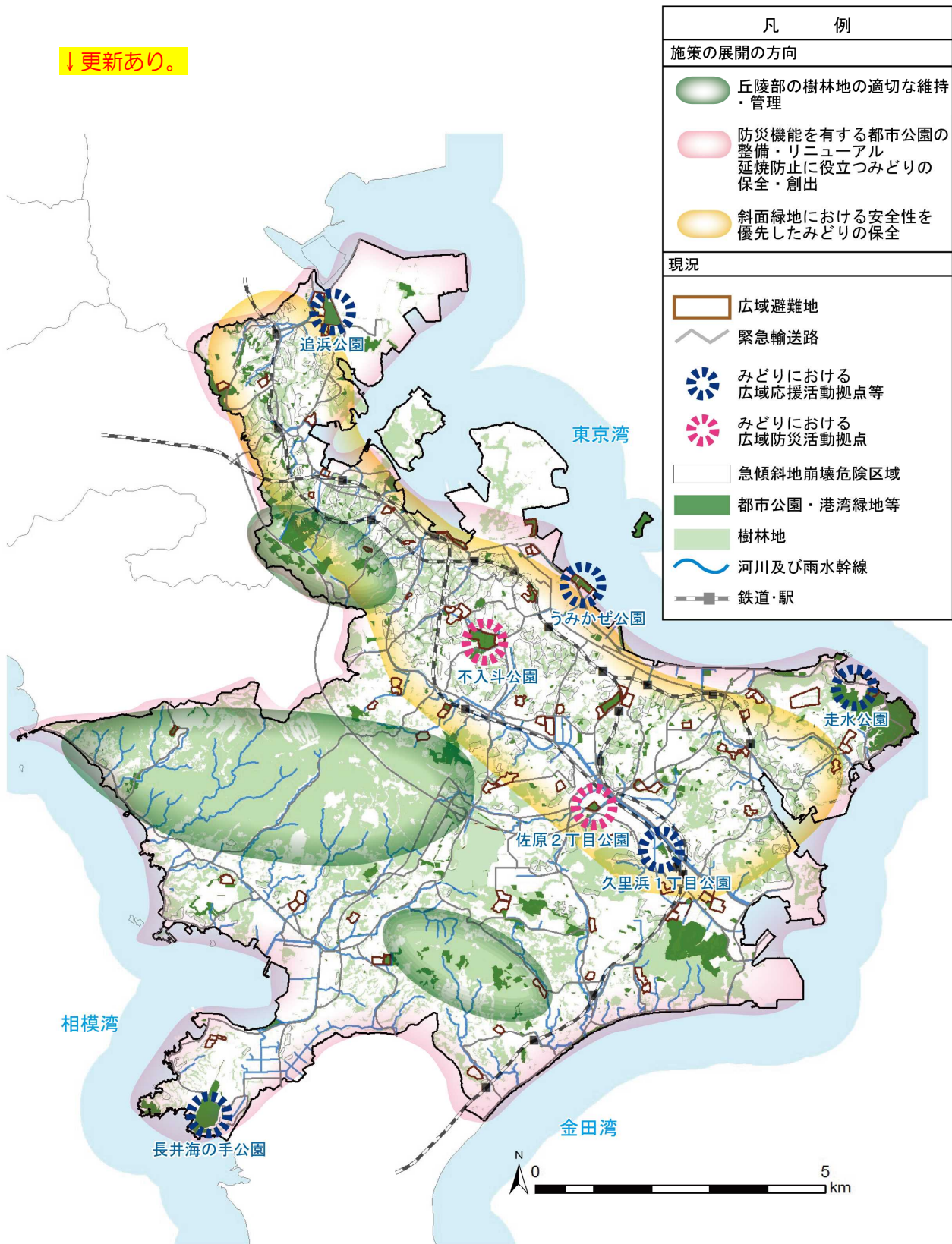
■公園の将来像図【現行計画書：－、見直し計画書p32】

主な修正点	・施策展開の核となる4大拠点のほか、地域ごとの拠点となる公園、市民に 身近となるサテライト公園を示した「公園の将来像図」を新規に追加
-------	--

なお、本冊子第5章ゾーン別計画の各ゾーン別将来図においても、図面の時点修正を行っていません。第5章での時点修正は施設整備や計画に関する情報のみ更新を行っており、自然環境に関するデータについては変更ありません。

(1) 安全・安心に関するみどりの方針図

↓更新あり。



(2) 自然環境の保全に関するみどりの方針図

↓更新あり。



(3) みどり豊かな市街地に関するみどりの方針図

↓更新あり。



(4) 交流・身近・親しみに関するみどりの方針図

↓更新あり。



(5) 景観に関するみどりの方針図

↓更新あり。



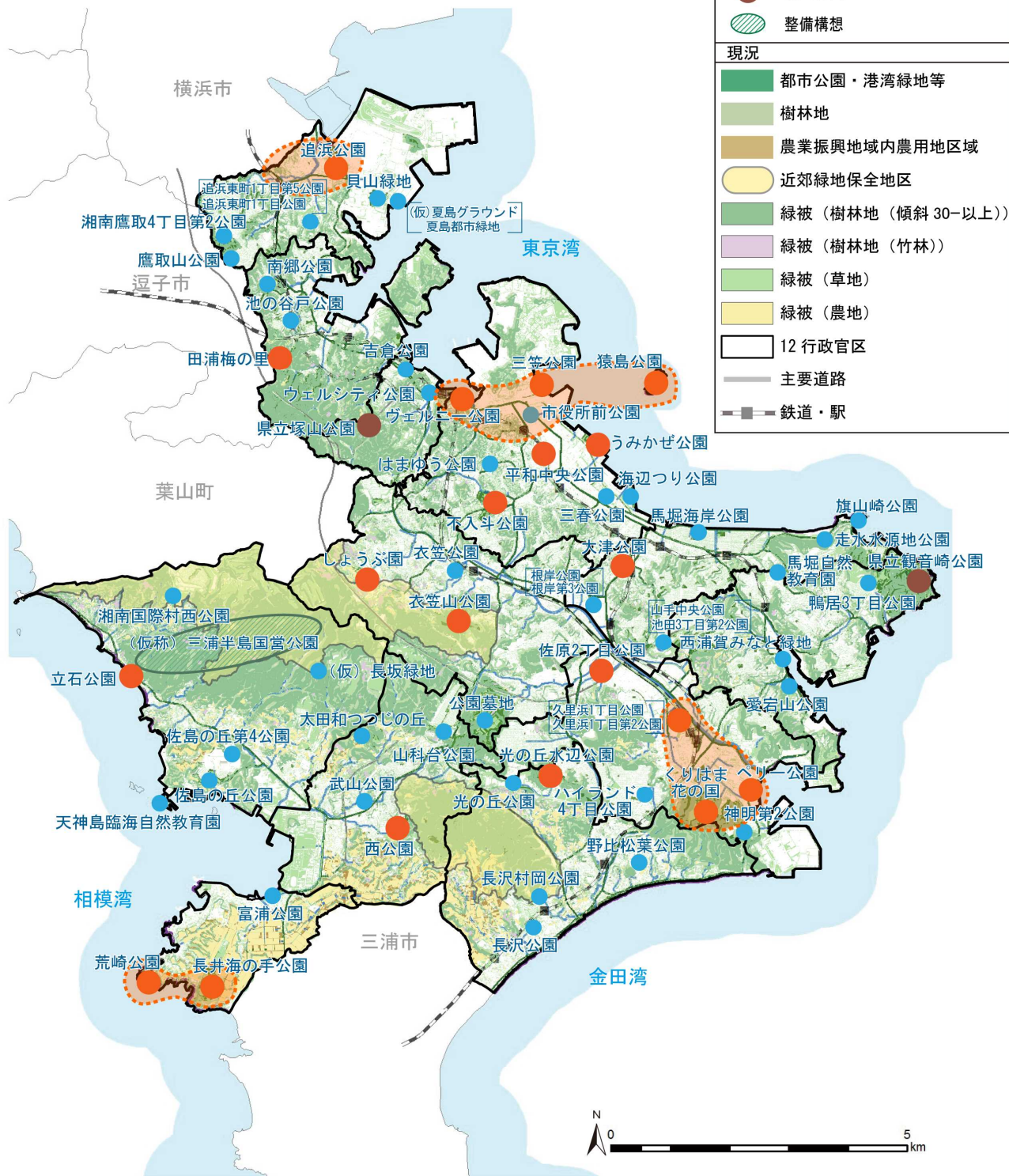
（６）歴史に関するみどりの方針図

↓ 更新あり。



(7) 公園の将来像図 ←追加記載

公園の将来像では、みどりの基本計画で定める5つの推進施策とともに、市内の地域資源との連携を見据え、施策展開の核となる「4大拠点」のほか、公園が有する多様な機能を発揮し地域を特徴づける「拠点となる公園」、さらに、地域活動やコミュニティの中心として地域住民の快適性向上や地域の魅力を増進する「サテライト公園」の位置関係を示しています。



【本ページは、みどりに関するコラムを記載予定。】